

厚生労働大臣 小宮山洋子 殿

特定非営利活動法人日本介護経営学会
会長 田中 滋

平成23年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健
健康増進等事業分）の事業実績報告について

平成23年10月19日厚生労働省発老第1019第1号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績報告
について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 精算額 金 9,000,000 円

（注）国庫補助所要額（精算額調書中、H欄に記載されるべき金額）を記入すること。

2 平成23年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）精算額調書（別紙1）

3 平成23年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）事業実施報告書及び
支出済額内訳書（別紙2）

4 事業概略書（別紙3）

5 添付書類

（1）平成23年度歳入歳出（収入支出）決算（見込）書抄本。

（注）決算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

（2）調査研究等事業については、調査研究等の報告書（成果物）14部を添付すること。また、
報告書は別紙4を参考に作成すること。

（3）その他、事業の内容について参考となる資料を添付すること。

別紙1

平成23年度老人保健事業推進等補助金（老人保健健康増進等事業分）精算額調書

(団体名) 特定非営利活動法人 日本介護経営学会
(単位:円)

事業区分	事業名	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	基準額 (D)	対象経費 収支額 (E)	選定額 (D)と(E)の いずれか少 ない方の額 (F)	国庫補助 基本額 (G)と(F)のい ずれか少 ない方の額 (G)	国庫補助 所要額 (H)	国庫金補助 交付決定額 (I)	国庫補助 受入済額 (J)	国庫補助金 過不足額 (J)-(H) (K)
介護保険制度 の適正な運営 ・周知に寄与 する調査研究 事業	準市場としての介護保険 制度における経営状況 並びにマネジメントから みた介護サービスの質 の向上等に関する調査 研究事業	9,030,071	343	9,029,728	9,000,000	9,030,071	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0
区 分 計		9,030,071	343	9,029,728	9,000,000	9,030,071	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0
高齢者保健福 祉施設策の推 進に寄与する 調査研究事業												
区 分 計												
合 計		9,030,071	343	9,029,728	9,000,000	9,030,071	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0

(注)本調書は、別紙2の支出済額内訳の金額と一致するものであること。

別紙2

平成23年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）
事業実施報告書及び支出済額内訳書

都道府県名、市町村名又は法人名
特定非営利活動法人 日本介護経営学会

1. 事業実施報告書

事業類型 ※実施要綱の第2条に掲げる「一般公募型」 又は「指定型」の別を記入すること	一般公募型
事業区分 ※実施要綱別紙の「第1」又は「第2」の別 及び該当するテーマ番号を記入すること	(区分番号)第1 51 介護サービスの質の評価に関する利用実態等を踏まえた介護報酬モデルに関する 調査研究事業

① 事業名	準市場としての介護保険制度における経営状況並びにマネジメントからみた介護サービスの質の向上等に関する調査研究事業
② 事業実施目的	<p>本研究では、介護サービス事業者の提供基盤たる介護経営のあり方を準市場という側面から、介護サービスの実態を把握し、介護保険サービス事業者のマネジメントをいかに確立するかを科学的に検証することを第一義的目的とする。個別介護事業の経営管理について体系的に整理し、その論理構築を行うことが必要である。こうした検討を通じて、介護保険制度の理念の実現と介護経営が両立する介護事業のあり方を介護サービス事業者等に指し示し、もって提供サービスの質の向上に資することを目標とする。本年度は多角的な視点からの研究を実施し、介護経営、マネジメント等に寄与することを第二義的目的とする。</p> <p>そのために、複数の調査研究事業と研修会等の事業の両方を実施することにより、準市場としての介護経営のあり方について、調査結果による理論化とそれを現場に反映させるための啓蒙事業を実施する。</p> <p>1. 介護サービス情報の公表に関する調査研究 利用者本位のサービスの質の指標と基準を検討するための基礎資料とするために、静岡県、兵庫県、広島県の介護サービス情報の公表制度の基本情報を集計し、分析を行うことを目的とする。</p> <p>2. 訪問介護事業におけるHRM分析—訪問介護事業における人的資源管理に関するアンケート調査— 現在、介護保険制度の柱である訪問介護事業は、めまぐるしい外部環境の変化に対して人的資源管理（HRM）に苦しんでいる企業が多い。 本研究では、訪問介護事業に携わる経営者のHRMにおける企業戦略と常勤の訪問介護員及び非常勤の訪問介護員の満足度を調査し、その戦略と満足度を客観的に分析することを目的とする。</p>

②事業実施目的

3. 介護職員の雇用定着に関する研究

介護従事者が介護業務を遂行することが困難になった際の対応措置の現状や考え方について調査し、介護業務遂行困難時の配置転換の可能性を探り、働き続けることができる職場環境の構築のための基礎研究とすることにある。

4. イギリスにおける介護施設経営・評価基準・監査方法および情報公表制度の展開と介護施設に対する影響

イギリスにおける近年の介護施設に関わる政策動向、特に監査に関わる評価基準、情報公表制度の変化が介護施設(residential homes)経営にどのような影響を及ぼしたかを調査し、利用者の選択と施設経営に資する情報公表の設計について検討をおこなうことを目的とする。

5. 地域包括支援センターにおける地域マネジメントに関する調査研究

本研究では地域包括支援センターの地域におけるマネジメントの状況等を明らかにし、地域包括ケアを推進するための課題を明らかにすることを目的とした。

6. 介護保険施設における専門職の能力発展及び阻害要因の研究

介護保険施設では、資格を持つ専門職の集団が協働で組織活動を行なっている。本研究では、一定の職業能力を有して入職することになる各専門職者が、入職後の職業能力の向上をどのように行ない、それが日常の業務にどのように反映されるのかを調査することを通じて、介護保険施設が提供するサービスの質の改善に貢献することを目的とする。

7. 東日本大震災における介護保険事業所におけるリスク・マネジメントとしての職員ケアに関する研究

東日本大震災において被災した介護保険事業所の今後のリスク・マネジメントを考える必要性が明らかになった。特に被災した職員の今後の勤務に対する問題点、勤務継続のためのトラウマケア、利用者への支援方法等の問題点を明らかにすることが重要であり、被災後のリスク・マネジメントのあり方として、職員のトラウマケア教育の必要性を明らかにすることを目的とする。

8. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究

(1) 被災事業所の経営再建に向けた事例調査

東日本大震災により、太平洋沿岸部の介護事業所は津波によって事業所の流出、職員や利用者の被災など大きな被害を受けた。一方で、津波による被害を免れた事業所は、高齢者が多く取り残された被災者への支援についても大きな役割を果たしてきた。本研究は、被災地における介護事業所が、非常事態の中で果たした役割とそれが経営面に及ぼした影響を明らかにし、さらに事業再建にあたっての経営課題を把握することを目的とする。

9. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究

(2) 被災の規模と経営に及ぼした影響の調査

東日本大震災により、太平洋沿岸部の介護事業所は津波によって事業所の流出、職員や利用者の被災など大きな被害を受けた。一方で津波による被害を免れた事業所は、高齢者が多く取り残された被災者への支援についても大きな役割を果たしてきた。

本研究は、被災地における介護事業所が、非常事態の中で果たした役割とそれ経営面に及ぼした影響を把握することを目的とする。

③事業実施経過

1. 介護サービス情報の公表に関する調査研究

データ収集には、インターネット上で公表されている介護サービス情報の公表サイトの平成20年度(2008年)における静岡県、兵庫県、広島県の基本情報を利用した。膨大なデータの収集、データのチェック作業、集計等に関しては、日本ヘルスケアテクノ株式会社へ委託した。なお、未記入や異常値、不明等があるデータは欠損値として扱った。

2. 訪問介護事業におけるHRM分析—訪問介護事業における人的資源管理に関するアンケート調査—

本研究にて対象とする企業は、全て訪問介護事業所とし、調査名を「訪問介護事業における人的資源管理に関するアンケート調査」とする。また本調査の範囲は関東圏内1都6県とし、訪問介護事業所678事業所に調査票を郵送した。

3. 介護職員の雇用定着に関する研究

調査協力施設の依頼～アンケート調査票作成と修正(協力施設)～アンケート調査実施、分析、報告書作成

4. イギリスにおける介護施設経営

本研究は、①文献レビュー、②イギリスにおけるヒアリング調査、③調査結果のとりまとめと分析、の3段階により実施する。①では、イギリスおよび諸外国の介護情報の公表に関わる公文書、研究機関による報告書等を収集し、整理する。②では、イギリスにおける第三者機関CQC(Care Quality Commission)の担当者および、介護施設のマネジャーにヒアリング調査を行う。③では、情報公表の設計が事業者の行動や利用者選択に及ぼす影響について、①②をもとに考察する。

5. 地域包括支援センターにおける地域マネジメントに関する調査研究

静岡県内における地域包括センターの職員の連携活動の結果から職員の連携およびまた、先駆的な地域包括センターを抽出し、地域包括ケアやマネジメント業務に関する課題についてヒアリング調査を実施した。

6. 介護保険施設における専門職の能力発展及び阻害要因の研究

神戸市の一社会福祉法人の介護老人福祉施設三施設において、3人の管理栄養士、2人の介護福祉士との面接・インタビューを行なった。他に都内のデイケアにおいて、参与観察及びインタビューを2回行なった。

この過程で、本年度の調査研究における分析対象職種を一職種に限定することとし、介護職における能力開発に関しては、次年度の課題とすることとした。

7. 東日本大震災における介護保険事業所におけるリスク・マネジメントとしての職員ケアに関する研究

- ① 非被災地A区、被災地B市における研修会の実施
- ② 研修会終了後のアンケート調査の実施
- ③ 研修会資料整理並びに非被災地A区における研修会逐語録の作成

8. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究

(1)被災事業所の経営再建に向けた事例調査

震災により被害の大きかった宮城県における介護事業所に対し、以下の内容にてインタビュー調査を行った。

- (1) 調査項目
 - ① 被災状況、被害の規模
 - ② 被災直後から現在までの対応内容

<p>③事業実施経過</p>	<p>③ ①②の経営への影響 ④ 再建に向けた今後の経営課題</p> <p>9. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究 (2)被災の規模と経営に及ぼした影響の調査 被災地の介護事業所へのアンケート調査 (1)居宅介護支援事業所へのアンケート調査 震災により被害の大きかった宮城県内の全事業所(悉皆) (2)訪問介護事業所 宮城県内において津波被害が大きかった沿岸部の事業所(抽出) (3)調査項目 ①被災状況、被害規模 ② 当該事業所利用者における被災の規模 ③ 被災直後から現在までの対応内容 ④ 経営への影響 ⑤ 今後の課題</p>
<p>④国庫補助所要額</p>	<p>9,000千円</p>
<p>⑤事業実施期間</p>	<p>平成23年 6月2日 から 平成24年 3月31日 まで</p>
<p>⑥事業実施場所</p>	<p>日本介護経営学会、慶応大学、兵庫県立大学、上智大学、東北福祉大学、東洋大学等 木県宇都宮市南大通り1-3-8 株式会社ケアネットサービス 静岡県浜松市北区三方原町3453 聖隷クリストファー大学 高知県立大学社会福祉学部 長澤研究室 静岡県立大学経営情報学部及びヒアリング対象(静岡県内のF市、K市)の地域包括センター 神戸松蔭女子学院大学 宮城県B市、東京都A区 宮城県仙台市、塩釜市、石巻市、女川町における9事業所 宮城県内全域及び(沿岸部:仙台市、名取市、岩沼市、塩釜市、東松島市、石巻市、気仙沼市、女川市、南三陸町 等)</p>
<p>⑦事業結果の概要</p>	<p>1. 介護サービス情報の公表に関する調査研究 利用者本位のサービスの質の指標と基準を検討するための基礎資料とするために、静岡県、兵庫県、広島県の介護サービス情報の公表制度の基本情報を集計し、分析を行ったが、データは多量で集計結果は膨大であるため結果の一部を示した。 介護保険利用者が介護保険サービス情報の公表する場合、調査情報以上に基本情報は重要である。しかしながら、誤記が少なからず発見されることは、遺憾である。基本情報のデータのどこをどのように見ればサービス利用選択に資するかについては、データの読み解き方法を示す必要がある。 集計結果からも明らかのように、居宅介護支援事業所は、静岡県 760 件(29.1%)、兵庫県 1,157 件(44.3%)、広島県 696 件(26.6%)の計 2,613 件を対象であり、介護支援専門員・常勤専従者(n=2,612)は、3 県平均値 1.7 人(標準偏差 1.4)、中央値 1.0 人、最大値 11.0 人、最小値 0 人であった。課題として考えられるが、経験年数が短く、5 人以上の介護支援専門員がいる事業所の過去 1 年間の退職者が少なくとも 35%以上に達していることである。利用者にとって介護支援専門員はケアプラン作成などにおいて重要であるが、経験年数が短く、勤務年数も短いものが多いことは、利用者の利益にならない。このため、介護支援専門員の経験年数や勤務年数、1 年間の退職者人数は、重要な判断材料になると考えられる。</p>

⑦事業結果の概要

介護老人福祉施設、静岡県 180 件(29.4%)、兵庫県 272 件(44.4%)、広島県 160 件(26.1%)の計 612 件の介護職員非常勤における前年度 1 年間の退職者数は、3 県平均 4.6 人(標準偏差 3.7 人)であり、静岡県(平均値 2.9 人)ならびに兵庫県(平均値 3.0 人)は、広島県(平均値 1.4 人)と比して、と比べて有意に退職者平均数が多かった($p < 0.0001$, Kruskal Wallis 検定)という結果からみると、退職者数はひとつの判断材料になる。ただし地域による有効求人倍率は地域により、差異があることには配慮しなければならない。

介護老人保健施設、静岡県 95 件(28.2%)、兵庫県 143 件(42.4%)、広島県 160 件(29.4%)の計 337 件の看護職員常勤における前年度 1 年間の退職者数は、3 県平均 1.68 人(標準偏差 1.7 人)であり、介護職員常勤における前年度 1 年間の退職者数は、3 県平均 4.5 人(標準偏差 3.4 人)であり、兵庫県(平均値 5.1 人)ならびに静岡県(平均値 4.8 人)は、広島県(平均値 3.5 人)と比べて有意に退職者平均数が多かったことも考え合わせる必要がある。

介護サービス情報の公表制度(以下、公表制度)における訪問調査の義務化見直しは、制度全体に与えた影響は、はかり知れないものであるが、基本情報の集計分析および利用者に対する適切な情報提供が必要であると結論できる。

2. 訪問介護事業におけるHRM分析—訪問介護事業における人的資源管理に関するアンケート調査—

(1) 衛生要因(hygiene factors)からの分析結果と課題

経営者が力を入れている上位 3 項目がそのまま常勤の訪問介護員の満足率につながっていることである。しかし、あまり訪問介護事業所にいない非常勤の訪問介護員は三番手に「会社の方針と管理体制」ではなく「給与」が上がってきている。優先順位率から分析すると、非常勤の訪問介護員も「会社の方針と管理体制」は 2 番目に挙げられるほど重要視しており、今後経営者が非常勤の訪問介護員に対して「会社の方針と管理体制」に対する取り組みをどのように行い、満足率を上げていくかが鍵となることは間違いない。

(2) 動機づけ要因(motivator)からの分析結果と課題

経営者が最も力を入れている「職員が成長する取り組み」について、常勤の訪問介護員、非常勤の訪問介護員ともに満足率の上位 3 項目に入っていないことである。ゆえに「職員が成長する取り組み」の動機づけ要因の項目においては、経営者の自己満足で終わってしまっているのが現状である。「職員が成長する取り組み」に対して、常勤の訪問介護員、非常勤の訪問介護員ともに 2 番手、3 番手に挙げられている項目であり、経営者の意識改革・変革が訪問介護員にもたらす影響は大きいと考えられる。

3. 介護職員の雇用定着に関する研究

(1) 介護業務を遂行することが困難になる現状とその対策について

介護業務が出来ない状況になった際に介護以外の業務への異動措置を取ったことのある施設は 26.0%と 3 割に満たない。現時点で、業務が困難なほどの身体的な不調を訴えている者のいる施設は 50%にも及び、その対策が急務である。対策として最も一般的なのは、「特養からデイサービスなどの介護業務が比較的軽い部署に法人内で異動する」であり、次いで「具体的には決めていないが介護業務以外の業務への異動」が 4 分の 1 の施設で行われている。それ以外の措置を具体的に決めていない施設が多い。しかし、「電話対応や接客等の簡易な事務業務」「厨房補助などの調理業務への異動」「看護師の補助業務への異動」などの対応措置を取る可能性のある施設はその複数で相関を示し、特に代替え措置を考えていない施設長と配置転換を模索している施設長の差があることが示唆された。また「介護業務ができなくなっても特別な措置を取らない」という施設長も 1 割以上あり、「どちらでもない」を加えると 5 割を超える。体を壊

⑦事業結果の概要

した時の配置換えの措置において施設間格差がみられ、何らかの困難性が生じても働き続けることができるための対策を講じる取り組みの必要性が示唆された。

(2) 「医療的ケア」や「介護事務」など介護以外の業務の導入について

介護福祉士が一定の研修の後に痰の吸引や経管栄養等の処置を行えるようになる「医療的ケア」についての施設長の理解度は高く、導入についても高く評価をしている。もともと非合法ではあっても、現状で実施していた施設も多いこともこの結果を反映している。一方で「介護事務（介護報酬等を計算する事務）」についての理解度は高くなく、必要性はほとんど感じていない。介護という身体的に過重な負担がかかる労働において、一時的に身体的等の理由により介護業務を遂行することが困難な際には臨機応変に他業務への変更等の措置を取ることが必要であると考えられるが、「医療的ケア」以外の他職種への補助的な配置転換については考えられていないことが判明した。多様な介護以外の配置転換の工夫がなされることが、働き続けることのできる職場の環境構築の一助になると感じているが、その取り組みはまだ始まってはいない。

(3) 離職防止の対策の重要度と実施（達成）率について

離職防止に重要だと考えられている事柄は「介護職間の関係が良好であること」や「介護職と利用者の関係が良好であること」など人間関係の重要性が示唆されている。このことは離職理由の上位に「人間関係がよくない」ということが挙げられている、ということを表付けている。しかし重要度と実施（達成）率の相関みられず、重要だと考えている施設長の職場の人間関係が良好であるとは言えないことが示唆された。

4. イギリスにおける介護施設経営

介護施設の評価については、全国最低基準NMSに基づくベンチマーク方式の3つ星評価による評価と公表は2010年に廃止され、NMSに代わって「質と安全の基本的基準」が採用された。この基準は医療・福祉事業者に共通した規制の枠組みであり、質の評価よりも最低要件の登録認可機能がより重視されている。但し、事業者は、監査者からの評価のプロセスを質改善に活かし、情報公表については3つ星評価のような直観的に分かりやすい評価の公表を求めていることが明らかとなった。このような事業者の期待に今後どのように対応するのか、格付けのような質改善を促す評価を今後どのような機関が担っていくのか、今後も注視する必要がある。また、情報公表については、患者と医療機関との双方向的なプラットフォーム方式も検討に値する。

5. 地域包括支援センターにおける地域マネジメントに関する調査研究

地域包括ケアを推進していくためには、ヒアリングの結果から行政と地域包括支援センターが「協働」して相談支援と課題解決のための支援計画を策定し実行に移すことが必要であり、「情報提供・開示の仕組み」が整っていないしなければならないということが明らかになった。さらに、そのためには「情報の提供・開示の仕組みが整っていること」「地域の連携を主導すること」「医療との連携が必要なケース等に対する医療機関や医師会の支援体制が整っていること」「委託している地域包括センターと協働姿勢」といった内容を満たすことが必要となると考えられた。

6. 介護保険施設における専門職の能力発展及び阻害要因の研究

神戸市内の社会福祉法人に属する介護老人福祉施設の3施設において、3人の管理栄養士、2人の介護士長に面接を行なった。今回のデータは、管理栄養士の能力向上に関するデータの収集と分析を行なった。

管理栄養士の職務の内、入所者の摂食・嚥食・栄養状態を把握する業務は、管理栄養士が積極的に入所者の下に出向き、その状態を把握することが求められるが、これにより状態を把握することができる入所者数には限界があるため、日常的に入所者と接する時間が最も長い看護職からの情報収集が重要である。この点で、管理栄養士に必要なことは、他職種とのコミュニケーション能力である。

<p>⑦事業結果の概要</p>	<p>問題点の解決能力に関しては、研修会への参加、研修会などの同業者の集まる場でのコミュニケーション・情報収集能力が必要である。このような研修は、貴重な情報収集の機会であるので、積極的に参加することができるような施設の環境作りを管理者は心がける必要がある。また、施設内に非定期に訪問する外部の専門職から得られる情報も問題解決に有益である。しかし、このような外部専門職からの情報収集の機会のない管理栄養士もあったので、施設運営者には、外部専門職の積極的な活用を奨めたい。先に触れたコミュニケーション能力の向上は、個人の資質開発に関わるものであり、外的なコントロールができるものではないが、施設側としてコミュニケーション能力の発展を醸成するような施設文化育成に心がける必要がある。</p> <p>7. 東日本大震災における介護保険事業所におけるリスク・マネジメントとしての職員ケアに関する研究</p> <p>本研究は、①非被災地である東京都内A地区地域包括支援センター職員、②被災地であるB市特別養護ホーム等職員を対象として、ケア並びに今後のサービス支援のために必要なトラウマケアについての研修会(関西学院大学池埜聡教授)、研修会後のアンケート調査を実施した。研修会の実施そのものが本研究の目的の一つである。トラウマケアについての介護保険事業所職員への研修はほとんど行われておらず、臨床心理的な対応だけが一般的な知識として浸透しているが、最新のトラウマケアの一理論を研修することにより、職員がトラウマケアの必要性等をどのように考えるかを明らかにした。</p> <p>8. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究</p> <p>(1)被災事業所の経営再建に向けた事例調査</p> <p>インタビューを通じて、被災地における介護事業所が抱える経営課題として以下の項目を把握することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経営基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> 経営トップのスピード感をもった意思決定の有無 被害を穴埋めし支援できる経営資源、体力の有無(関連団体とのネットワーク力含む) ②リスク管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 避難場所、避難方法、安否確認等のシミュレーション 物資やデータの保管、備蓄、補給手段の準備 ③環境変化への適応 <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの崩壊、人の移動、ニーズ変化への対応 危機的状況をビジネスチャンスととらえる力 ④災トラウマへの対応 <ul style="list-style-type: none"> 職員、利用者双方とも、地震・津波に対する恐怖感や甚大な被災によるトラウマを抱えており、トラウマへの対応を中心においた人事マネジメントが必須 <p>9. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究</p> <p>(2)被災の規模と経営に及ぼした影響の調査</p> <p>(1) 居宅介護支援事業所へのアンケート調査概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①アンケート調査対象地域：宮城県内全域 ②アンケート調査対象者：宮城県内全域の居宅介護支援事業所(悉皆) ③アンケート調査期間：平成24年2月1日～平成24年2月17日 ④送付件数：608箇所 ⑤回収件数：184箇所 ⑥回収率：30.3% ⑦結果の概要：地震による津波被害だけでなく広範囲にわたり建物被害、ライフラインの途絶等による経営面での影響を受けている。しかし、復旧への道筋について
-----------------	---

<p>⑦ 事業結果の概要</p>	<p>は(津波被害の有無で)地域より明暗が分かれている。津波被害が及ばなかった地域では、震災直後の混乱期はともかく、その後は落ち着きを取り戻しているが、津波被害が大きかった地域では復旧の見通しがたっていないのが現状である。</p> <p>(2) 訪問介護事業所へのアンケート調査概要</p> <p>①アンケート調査対象地域：宮城県内において津波被害の大きかった沿岸部地域市町(石巻市 岩沼市 女川町 気仙沼市 塩竈市 セケ宿町 仙台市若林区 名取市 東松島市 松島町 南三陸町 山元町 亘理町 多賀城市 計14市町)</p> <p>②アンケート調査対象者：宮城県内訪問介護事業所(抽出)</p> <p>③アンケート調査期間：平成24年2月1日～平成24年2月17日</p> <p>④送付件数：149箇所</p> <p>⑤回収件数：30箇所</p> <p>⑥回収率：20.1%</p> <p>⑦結果の概要：津波被害が大きかった地域にもかかわらず、訪問介護サービスの再開は、「震災直後」60%、「一定の期間の後」36.7%と再稼働率は極めて高い。ただし、調査票配布数に対し回収率20%であり、いまだ再開できていない事業所が多数あるものと推察される。サービス提供にあたり最も困難であり、また支援が欲しかった項目はガソリンの確保であった。過疎化が進む沿岸部地方においては移動の手段は車が中心であり、燃料が手当てできないため訪問ができなかった事例も見受けられた。</p>
<p>⑧事業担当者</p>	<p>小山 秀夫</p>
<p>⑨経理担当者</p>	<p>小川 珠実</p>

- (注) 1. 事業ごとに別葉とすること。
2. ③は、実施した事業について、その具体的な経過を詳細に記入すること。
3. ⑦は、実施した事業について、事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
4. その他、事業の実施にあたって参考となる資料を添付すること。

2. 支出済額内訳書

都道府県名、市町村名又は法人名
特定非営利活動法人日本介護経営学会

経費区分	対象経費の 支出済額	積算内訳
	円	
報酬	590,400	調査研究委員会 委員謝金 (委員) @ 14,400円 × 41人 = 590,400
賃金	252,640	データ解析等調査員賃金 252,640
諸謝金	187,800	原稿執筆謝金 @ 2,000円 × 28枚 = 56,000 講師謝金 56,800 諸謝金 75,000
旅費	1,888,625	調査研究委員会旅費 1,888,625
消耗品	448,873	文房具等消耗品費 307,052 書籍費 141,821
会議費	65,310	委員会会議費 65,310
印刷製本費	864,130	封筒、調査票、報告書等印刷費 864,130
雑役務費	498,692	調査結果データ入力作業、事務機修繕費等 498,692
通信運搬費	268,981	調査票郵送費等 268,981
委託料	3,360,000	今年度小委員会にかかる調査集計、調査結果分析等委託費 3,360,000 委託内容:調査に関わるプリサーベイ、文献収集、調査結果分析等
使用料及び 借料	604,620	会議室料 604,620
合計	9,030,071円	利息 343 円

(注) 1. 事業ごとに別葉とすること。

2. 「経費区分」欄には、交付要綱の4の別表の第4欄に定められた対象経費により記入すること。

準市場としての介護保険制度における経営状況並びにマネジメントからみた
介護サービスの質の向上等に関する調査研究事業

特定非営利活動法人日本介護経営学会(報告書A4版250頁)

事業目的

1. 介護サービス情報の公表に関する調査研究

利用者本位のサービスの質の指標と基準を検討するための基礎資料とするために、静岡県、兵庫県、広島県の介護サービス情報の公表制度の基本情報を集計し、分析を行うことを目的とする。

2. 訪問介護事業におけるHRM分析

現在、介護保険制度の柱である訪問介護事業は、めまぐるしい外部環境の変化に対して人的資源管理(HRM)に苦しんでいる企業が多い。

本研究では、訪問介護事業に携わる経営者のHRMにおける企業戦略と常勤の訪問介護員及び非常勤の訪問介護員の満足度を調査し、その戦略と満足度を客観的に分析することを目的とする。

3. 介護職員の雇用定着に関する研究

本研究の目的の一つは、介護従事者が介護業務を遂行することが困難になるような、身体的・精神的体調不調や女性の職場ならではの妊娠や出産等の現状と、その際の対応策の実施状況について調査することにある。

二つ目は、本来は介護職の業務と考えられていなかった、「医療的ケア」をはじめとする介護事務等の業務の導入の意向等を把握することにある。

さらに、その結果を分析・考察することにより、働き続けることができる職場環境の構築のための基礎研究とすることにある。

4. イギリスにおける介護施設経営

イギリスにおける近年の介護施設に関わる政策動向、特に監査に関わる評価基準、情報公表制度の変化が介護施設(residential homes)経営にどのような影響を及ぼしたかを調査し、利用者の選択と施設経営に資する情報公表の設計について検討をおこなうことを目的とする。

5. 地域包括支援センターにおける地域マネジメントに関する調査研究

本研究では地域包括支援センターの地域におけるマネジメントの状況等を明らかにし、地域包括ケアを推進するための課題を明らかにすることを目的とした。

6. 介護保険施設における専門職の能力発展及び阻害要因の研究

介護保険施設では、資格を持つ専門職の多職種集団が協働で組織活動を行なっている。本研究では、一定の職業能力を有して入職することになる各専門職者が、入職後の職業能力の向上をどのように行ない、それが日常の業務にどのように反映されるのかを調査することを通じて、介護老人福祉施設が提供するサービスの質の改善に貢献することを目的とする。今回の調査では、主たる対象職種を管理栄養士とした。

7. 東日本大震災における介護保険事業所におけるリスク・マネジメントとしての職員ケアに関する研究

東日本大震災において被災した介護保険事業所の今後のリスク・マネジメントを考える必要性が明らかになった。特に被災した職員の今後の勤務に対する問題点、勤務継続のためのトラウマケア、利用者への支援方法等の問題点を明らかにすることが重要であり、被災後のリスク・マネジメントのあり方として、職員のトラウマケア教育の必要性を明らかにすることを目的とする

8. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究

(1) 被災事業所の経営再建に向けた事例調査

東日本大震災により、太平洋沿岸部の介護事業所は津波によって事業所の流出、職員や利用者の被災など大きな被害を受けた。一方で、津波による被害を免れた事業所は、高齢者が多く取り残された被災者への支援についても大きな役割を果たしてきた。本研究は、被災地における介護事業所が、非常事態の中で果たした役割とそれが経営面に及ぼした影響を明らかにし、さらに事業再建にあたっての経営課題を把握することを目的とする。

9. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究

(2) 被災の規模と経営に及ぼした影響の調査

東日本大震災により、太平洋沿岸部の介護事業所は津波によって事業所の流出、職員や利用者の被災など大きな被害を受けた。一方で津波による被害を免れた事業所は、高齢者が多く取り残された被災者への支援についても大きな役割を果たしてきた。

本研究は、被災地における介護事業所が、非常事態の中で果たした役割とそれ経営面に及ぼした影響を把握することを目的とする。

調査研究の過程

1. 介護サービス情報の公表に関する調査研究

データ収集には、インターネット上で公表されている介護サービス情報の公表サイトの平成20年度(2008年)における静岡県、兵庫県、広島県の基本情報を利用した。膨大なデータの収集、データのチェック作業、集計等に関しては、日本ヘルスケアテクノ株式会社に委託した。なお、未記入や異常値、不明等があるデータは欠損値として扱った。

2. 訪問介護事業におけるHRM分析—訪問介護事業における人的資源管理に関するアンケート調査—

本研究にて対象とする企業は、全て訪問介護事業所とし、調査名を「訪問介護事業における人的資源管理に関するアンケート調査」とする。また本調査の範囲は関東圏内1都6県とし、訪問介護事業所678事業所に調査票を郵送した。

3. 介護職員の雇用定着に関する研究

調査協力施設の依頼～アンケート調査票作成と修正(協力施設)～アンケート調査実施、分析、報告書作成

4. イギリスにおける介護施設経営

本研究は、①文献レビュー、②イギリスにおけるヒアリング調査、③調査結果のとりまとめと分析、の3段階により実施する。①では、イギリスおよび諸外国の介護情報の公表に関わる公文書、研究機関による報告書等を収集し、整理する。②では、イギリスにおける第三者機関CQC(Care Quality Commission)の担当者および、介護施設のマネジャーにヒアリング調査を行う。③では、情報公表の設計が事業者の行動や利用者選択に及ぼす影響について、①②をもとに考察する。

5. 地域包括支援センターにおける地域マネジメントに関する調査研究

静岡県内における地域包括センターの職員の連携活動の結果から職員の連携およびまた、先駆的な地域包括センターを抽出し、地域包括ケアやマネジメント業務に関する課題についてヒアリング調査を実施した。

6. 介護保険施設における専門職の能力発展及び阻害要因の研究

神戸市の一社会福祉法人の介護老人福祉施設三施設において、3人の管理栄養士、2人の介護福祉士との面接・インタビューを行なった。他に都内のデイケアにおいて、参与観察及びインタビューを2回行なった。この過程で、本年度の調査研究における分析対象職種を一職種に限定することとし、介護職における能力開発に関しては、次年度の課題とすることとした。

7. 東日本大震災における介護保険事業所におけるリスク・マネジメントとしての職員ケアに関する研究

- ① 非被災地A区、被災地B市における研修会の実施
- ② 研修会終了後のアンケート調査の実施
- ③ 研修会資料整理並びに非被災地A区における研修会逐語録の作成

8. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究

(1) 被災事業所の経営再建に向けた事例調査

震災により被害の大きかった宮城県における介護事業所に対し、以下の内容にてインタビュー調査を行った。

- (1) 調査項目 ① 被災状況、被害の規模
- ② 被災直後から現在までの対応内容
- ③ ①②の経営への影響
- ④ 再建に向けた今後の経営課題

9. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究

(2) 被災の規模と経営に及ぼした影響の調査

被災地の介護事業所へのアンケート調査

- (1) 居宅介護支援事業所へのアンケート調査
震災により被害の大きかった宮城県内の全事業所（悉皆）
- (2) 訪問介護事業所
宮城県内において津波被害が大きかった沿岸部の事業所（抽出）
- (3) 調査項目 ①被災状況、被害規模
- ②当該事業所利用者における被災の規模
- ③被災直後から現在までの対応内容
- ④経営への影響
- ⑤今後の課題

事業概要

1. 介護サービス情報の公表に関する調査研究

データ収集には、インターネット上で公表されている介護サービス情報の公表サイトの平成20年度(2008年)における静岡県、兵庫県、広島県の基本情報を利用した。膨大なデータの収集、データのチェック作業、集計等に関しては、日本ヘルスケアテクノ株式会社に委託した。なお、未記入や異常値、不明等があるデータは欠損値として扱った。

2. 訪問介護事業におけるHRM分析

本研究にて対象とする企業は、全て訪問介護事業所とし、調査名を「訪問介護事業における人的資源管理に関するアンケート調査」とする。また本調査の範囲は関東圏内1都6県とし、訪問介護事業所678事業所に調査票を郵送した。

3. 介護職員の雇用定着に関する研究

本研究はまだあまり行われていない、「医療的ケア」などの介護業務以外の業務の実施の現状と、これから導入の意向を把握するために、介護保険施設1000施設を無作為に抽出し、施設長を対に象行われる調査研究である。分担研究者である横尾の所属する聖隷クリストファー大学を事業実施の拠点とする。研究の協力を重松義成氏に研究員として依頼し、その所属先である西九州大学短期大学部を、アンケート調査票

郵送等の実務先拠点として事業を実施した。

4. イギリスにおける介護施設経営

本研究は、①文献レビュー、②イギリスにおけるヒアリング調査、③調査結果のとりまとめと分析、の3段階により実施した。①では、イギリスおよび諸外国の介護情報の公表に関わる公文書、研究機関による報告書等を収集し、整理した。②では、イギリスにおける第三者機関CQC(Care Quality Commission)の担当者および、介護施設のマネジャーにヒアリング調査を行った。③では、情報公表の設計が事業者の行動や利用者選択に及ぼす影響について、①②をもとに考察を行った。

5. 地域包括支援センターにおける地域マネジメントに関する調査研究

研究事業においては、第一に、静岡県内の地域包括支援センター職員を対象に保健医療福祉専門職の連携活動能力を把握するために開発された「連携活動評価尺度」を用いて調査を行った結果を分析した。第二に、地域包括ケアシステム構築のための保険者機能や認知症施策の立案の状況あるいは医療と介護の連携、第5期介護保険事業計画策定の進捗状況等についてヒアリングを行い、自治体の方針や具体的な達成目標や課題について把握した。

6. 介護保険施設における専門職の能力発展及び阻害要因の研究

平成23年8月1日から平成24年1月31日の間に、神戸市内の社会福祉法人の一法人に属する3つの介護老人福祉施設の管理栄養士3名、介護士長2名と面接を行なった。関連データとして、東京都内のデイケアセンターにおいて参与観察と面接を2回行なった。データは、テキストとして収集し、質的に分析を行ない、概念形成を試みた。

本報告書作成までに分析が完了しなかったデータまで含めたデータの分析・結果は、今年の医療情報学会で発表することを予定している。

7. 東日本大震災における介護保険事業所におけるリスク・マネジメントとしての職員ケアに関する研究

本研究は、①非被災地である東京都内A地区地域包括支援センター職員、②被災地であるB市特別養護ホーム等職員を対象として、ケア並びに今後のサービス支援のために必要なトラウマケアについての研修会(講師 関西学院大学池埜聡教授)の開催、研修会後のアンケート調査を実施した。研修会の実施そのものが本研究の目的の一つである。

トラウマケアについての介護保険事業所職員への研修はほとんど行われておらず、臨床心理的な対応だけが一般的な知識として浸透しているが、最新のトラウマケアの一理論を研修することにより、職員がトラウマケアの必要性等をどのように考えるかを明らかにした。

アンケート調査の統計解析の結果、全体的に「大変よかった」「ややよかった」に集中しているため、有意な関連は少なかったが、フリーアンサー等により、特に被災地において、トラウマケアの研修の必要性が明らかになった。研修会終了後に、施設長、センター長等から、リスク・マネジメントとの関連に気がついた、職員のケアが必要であることはわかっていたがなかなか行動できなかったという意見があった。

8. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究

(1) 被災事業所の経営再建に向けた事例調査

震災により被害の大きかった宮城県における介護事業所に対し、以下の内容にてインタビュー調査を行った。

(1) 調査項目

- ① 被災状況、被害の規模
- ② 被災直後から現在までの対応内容
- ③ ①②の経営への影響
- ④ 再建に向けた今後の経営課題

(2) 調査対象9事業所の内訳

	津波被害あり	津波被害なし
地域包括支援センター	1	0
特別養護老人ホーム	1	1
訪問介護(法人規模大)	1	4
訪問介護(法人規模大)	1	0

9. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究

(2) 被災の規模と経営に及ぼした影響の調査

被災地の介護事業所へのアンケート調査

(1) 調査対象

① 居宅介護支援事業所へのアンケート調査

震災により被害の大きかった宮城県内の全事業所 608箇所(悉皆)

② 訪問介護事業所

宮城県内において津波被害が大きかった沿岸部の事業所

(石巻市 岩沼市 女川町 気仙沼市 塩竈市 七ヶ宿町 仙台市若林区 名取市 東松島市 松島町 南三陸町 山元町 亘理町 多賀城市 計 14 市町) 149 箇所(抽出)

(2) 調査項目

① 被災状況、被害規模

② 当該事業所利用者における被災の規模

③ 被災直後から現在までの対応内容

④ 経営への影響

⑤ 今後の課題

(3) 調査期間 平成24年2月1日～平成24年2月17日

事業結果

1. 介護サービス情報の公表に関する調査研究

利用者本位のサービスの質の指標と基準を検討するための基礎資料とするために、静岡県、兵庫県、広島県の介護サービス情報の公表制度の基本情報を集計し、分析を行ったが、データは多量で集計結果は膨大であるため結果の一部を示した。

介護保険利用者が介護保険サービス情報の公表する場合、調査情報以上に基本情報は重要である。しかしながら、誤記が少なからず発見されることは、遺憾である。基本情報のデータのどこをどのように見ればサービス利用選択に資するかについては、データの読み解き方法を示す必要がある。

集計結果からも明らかのように、居宅介護支援事業所は、静岡県 760 件(29.1%)、兵庫県 1,157 件(44.3%)、広島県 696 件(26.6%)の計 2,613 件を対象であり、介護支援専門員・常勤専従者(n=2,612)は、3 県平均値 1.7 人(標準偏差 1.4)、中央値 1.0 人、最大値 11.0 人、最小値 0 人であった。課題として考えられるが、経験年数が短く、5 人以上の介護支援専門員がいる事業所の過去 1 年間の退職者が少なくとも 35%以上に達していることである。利用者にとって介護支援専門員はケアプラン作成などにおいて重要であるが、経験年数が短く、勤務年数も短いものが多いことは、利用者の利益にならない。このため、介護支援専門員の経験年数や勤務年数、1 年間の退職者人数は、重要な判断材料になると考えられる。

介護老人福祉施設、静岡県 180 件(29.4%)、兵庫県 272 件(44.4%)、広島県 160 件(26.1%)の計 612 件の介護職員非常勤における前年度 1 年間の退職者数は、3 県平均 4.6 人(標準偏差 3.7 人)であり、静岡県(平均値 2.9 人)ならびに兵庫県(平均値 3.0 人)は、広島県(平均値 1.4 人)と比して、と比べて有意に退職者平均数が多かった(p<0.0001, Kruskal Wallis 検定)という結果からみると、退職者数はひとつの判断材料になる。ただし地域による有効求人倍率は地域により、差異があることには配慮しなければならない。

介護老人保健施設、静岡県 95 件(28.2%)、兵庫県 143 件(42.4%)、広島県 160 件(29.4%)の計 337 件の看護職員常勤における前年度 1 年間の退職者数は、3 県平均 1.68 人(標準偏差 1.7 人)であり、介護職員常勤における前年度 1 年間の退職者数は、3 県平均 4.5 人(標準偏差 3.4 人)であり、兵庫県(平均値 5.1 人)ならびに静岡県(平均値 4.8 人)は、広島県(平均値 3.5 人)と比べて有意に退職者平均数が多かったことも考え合わせる必要がある。

介護サービス情報の公表制度(以下、公表制度)における訪問調査の義務化見直しは、制度全体に与えた影響は、はかり知れないものであるが、基本情報の集計分析および利用者に対する適切な情報提供が必要であると結論できる。

2. 訪問介護事業におけるHRM分析

(1) 衛生要因(hygiene factors)からの分析結果と課題

経営者が力を入れている上位 3 項目がそのまま常勤の訪問介護員の満足率につながっていることである。

しかし、あまり訪問介護事業所にいない非常勤の訪問介護員は三番手に「会社の方針と管理体制」ではなく「給与」が上がってきている。優先順位率から分析すると、非常勤の訪問介護員も「会社の方針と管理体制」は2番目に挙げられるほど重要視しており、今後経営者が非常勤の訪問介護員に対して「会社の方針と管理体制」に対する取り組みをどのように行い、満足率を上げていくかが鍵となることは間違いない。

(2) 動機づけ要因 (motivator) からの分析結果と課題

経営者が最も力を入れている「職員が成長する取り組み」について、常勤の訪問介護員、非常勤の訪問介護員ともに満足率の上位3項目に入っていないことである。ゆえに「職員が成長する取り組み」の動機づけ要因の項目においては、経営者の自己満足で終わってしまっているのが現状である。「職員が成長する取り組み」に対して、常勤の訪問介護員、非常勤の訪問介護員ともに2番手、3番手に挙げられている項目であり、経営者の意識改革・変革が訪問介護員にもたらす影響は大きいと考えられる。

3. 介護職員の雇用定着に関する研究

(1) 介護業務を遂行することが困難になる現状とその対策について

介護業務が出来ない状況になった際に介護以外の業務への異動措置を取ったことのある施設は26.0%と3割に満たない。現時点で、業務が困難なほどの身体的な不調を訴えている者のいる施設は50%にも及び、その対策が急務である。

対策として最も一般的なものは、「特養からデイサービスなどの介護業務が比較的軽い部署に法人内で異動する」であり、次いで「具体的には決めていないが介護業務以外の業務への異動」が4分の1の施設で行われている。それ以外の措置を具体的に決めていない施設が多い。

しかし、「電話対応や接客等の簡易な事務業務」「厨房補助などの調理業務への異動」「看護師の補助業務への異動」などの対応措置を取る可能性のある施設はその複数で相関を示し、特に代替え措置を考えていない施設長と配置転換を模索している施設長の差があることが示唆された。

また「介護業務ができなくなっても特別な措置を取らない」という施設長も1割以上あり、「どちらでもない」を加えると5割を超える。体を壊した時の配置換えの措置において施設間格差がみられ、何らかの困難性が生じても働き続けることができるための対策を講じる取り組みの必要性が示唆された。

(2) 「医療的ケア」や「介護事務」など介護以外の業務の導入について

介護福祉士が一定の研修の後に痰の吸引や経管栄養等の処置を行えるようになる「医療的ケア」についての施設長の理解度は高く、導入についても高く評価をしている。もともと非合法ではあっても、現状で実施していた施設も多いこともこの結果を反映している。一方で「介護事務(介護報酬等を計算する事務)」についての理解度は高くなく、必要性はほとんど感じていない。

介護という身体的に過重な負担がかかる労働において、一時的に身体的等の理由により介護業務を遂行することが困難な際には臨機応変に他業務への変更等の措置を取ることが必要であると考えられるが、「医療的ケア」以外の他職種への補助的な配置転換については考えられていないことが判明した。多様な介護以外の配置転換の工夫がなされることが、働き続けることのできる職場の環境構築の一助になると感じているが、その取り組みはまだ始まってはいない。

(3) 離職防止の対策の重要度と実施(達成)率について

離職防止に重要だと考えられている事柄は「介護職間の関係が良好であること」や「介護職と利用者の関係が良好であること」など人間関係の重要性が示唆されている。このことは離職理由の上位に「人間関係がよくない」ということが挙げられている、ということも裏付けている。しかし重要度と実施(達成)率の相関みられず、重要だと考えている施設長の職場の人間関係が良好であるとは言えないことが示唆された。

4. イギリスにおける介護施設経営

介護施設の評価については、従来は全国最低基準NMSに基づく監査が行われてきた。しかし、その評価と情報公表の方法として事業者から評価の高かったベンチマーク方式の3つ星評価は2010年に廃止され、NMSに代わって「質と安全の基本的基準」が採用された。この基準は医療・福祉事業者に共通した規制の枠組みであり、新連立政権以降CQCは事業者の質の評価よりも、最低要件の登録認可機能がより重視されることとなった。また事業者として今回調査した施設は1施設だけではあるが、監査者からの評価のプロセスを質改善に活かそうとする認識があり、また情報公表については、3つ星評価のような直観的に分かりやすい評価の公表を求めていることが明らかとなった。このような事業者の期待に今後どのように対応していくのか、格付けのような質改善を促す評価を今後どのような機関が担っていくのか、今後も注視する必要がある。また、情報公表については、患者と医療機関との双方向的なプラットフォーム方式も検討に値する。

5. 地域包括支援センターにおける地域マネジメントに関する調査研究

地域包括ケア体制の強化に必要な行政の果たす役割と課題に関しては、職員の能力の向上および、行政と地域包括支援センターが「協働」して相談支援と課題解決のための支援計画を策定し実行に移すことが必要であることが明らかになった。

さらに、地域ニーズや社会資源の把握が欠かせないが、「情報の提供・開示の仕組みが整っていること」「地域の連携を主導すること」「医療との連携が必要なケース等に対する医療機関や医師会の支援体制の整備」「委託している地域包括センターと協働姿勢」といった内容を満たすことが必要となると考えられた。

6. 介護保険施設における専門職の能力発展及び阻害要因の研究

今回は、介護老人福祉施設の専門職の内、管理栄養士の能力の発展に関わる要因と阻害要因に関して検討を行なった。当初予定していた介護職に関しては、データ収集及び分析を行なっている時間が不足したため、次年度へ研究を継続して行きたい。

管理栄養士の職務の内、入所者の摂食・喫食・栄養状態を把握する業務は、管理栄養士が積極的に入所者の下に出向き、その状態を把握することが求められるが、これにより状態を把握することができる入所者数には限界があるため、日常的に入所者と接する時間が最も長い看護職からの情報収集が重要である。この点で、管理栄養士に必要なことは、他職種とのコミュニケーション能力である。

問題点の解決能力に関しては、研修会への参加、研修会などの同業者の集まる場でのコミュニケーション・情報収集能力が必要である。このような研修は、貴重な情報収集の機会であるので、積極的に参加することができるような施設の環境作りを管理者は心がける必要がある。また、施設内に非定期に訪問する外部の専門職から得られる情報も問題解決に有益である。しかし、このような外部専門職からの情報収集の機会のない管理栄養士もあったので、施設運営者には、外部専門職の積極的な活用を奨めたい。

先に触れたコミュニケーション能力の向上は、個人の資質開発に関わるものであり、外的なコントロールができるものではないが、施設側としてコミュニケーション能力の発展を醸成するような施設文化育成に心がける必要がある。

7. 東日本大震災における介護保険事業所におけるリスク・マネジメントとしての職員ケアに関する研究

これらの研修内容から、いわば、職員自身によるソーシャルワーク的な対応を組織的に取り組むことが、震災後のリスク・マネジメントとして必要であるということが言えるのではないかと考える。

従業員に対する心のケアをリスク・マネジメントの一環として捉えるのは、本研究が初めてではなく、亀井利明・亀井克之はリスク・マネジメント総論増補版において、「心の危機管理とリスク・コーディネーション」「経営者の心の危機とその救済」として、企業を構成する人についての問題処理は「単に経営学上のマネジメント理論や戦略理論では対処できない」とし、カウンセリングやコンサルティング、セルフ・コントロール、癒しのマネジメントが必要であるとしている。

本研究の目的は、被災者を支援する介護保険事業所職員のトラウマケアの知識の必要性を明らかにすることである。研修会並びにその後のアンケート調査によって、その必要性が明らかになっただけでなく、被災地と非被災地との受け取り方の相違も統計的には有意ではないが、なんらかの差異があることが明らかとなった。

介護保険事業所職員としてのトラウマケアの知識の必要性については、先行研究がなく、現状としても十分に理解されているとはいえない。職員へのトラウマケアの研修を行うことにより、利用者の支援だけでなく、事業所のリスク・マネジメントとしての職員ケアにも活用できることが本研究によって明らかとなった。

今回の調査では、被災地域のサンプル数が少なかつたため、十分な分析ができなかったことが問題点である。

今後の介護保険事業所のマネジメントを考える際に、どのようにリスク・マネジメントやトラウマケアを取り入れるか、管理者としてこれらの研修等をどのように行うべきかを模索することは今後の課題である。

8. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究

(1) 被災事業所の経営再建に向けた事例調査

(1) インタビュー実施事業所: 宮城県仙台市、塩釜市、石巻市、女川町における9事業所

- ① 女川町地域包括支援センター
- ② 社会福祉法人永楽会 特別養護老人ホームおながわ
- ③ 社会福祉法人仙台福祉会 せんだんの杜ものう
- ④ 株式会社HCM アミカ石巻介護センター
- ⑤ 株式会社HCM アミカ仙台東介護センター
- ⑥ 株式会社HCM アミカ塩釜巻介護センター

- ⑦株式会社HCM アミカ北山介護センター
- ⑧株式会社HCM アミカ仙台南介護センター
- ⑨ぱんぷきん株式会社女川ステーション

(2) 結果の概要

インタビューを通じて、被災地における介護事業所が抱える経営課題として以下の項目を把握することができた。

① 経営基盤の強化

経営トップのスピード感をもった意思決定の有無

被害を穴埋めし支援できる経営資源、体力の有無(関連団体とのネットワーク力含む)

② リスク管理の徹底

避難場所、避難方法、安否確認等のシミュレーション

物資やデータの保管、備蓄、補給手段の準備

③ 環境変化への適応

地域コミュニティの崩壊、人の移動、ニーズ変化への対応

危機的状況をビジネスチャンスととらえる力

④ 被災トラウマへの対応

職員、利用者双方とも、地震・津波に対する恐怖感や甚大な被災によるトラウマを抱えており、トラウマへの対応を中心においた人事マネジメントが必須

9. 東日本大震災により被災した介護事業所の経営課題に関する研究

(2) 被災の規模と経営に及ぼした影響の調査

(1) 居宅介護支援事業所へのアンケート調査概要

① 回収率: 30.3%

② 結果の概要: 地震による津波被害だけでなく広範囲にわたり建物被害、ライフラインの途絶等による経営面での影響を受けている。しかし、復旧への道筋については(津波被害の有無で)地域より明暗が分かれている。津波被害が及ばなかった地域では、震災直後の混乱期はともかく、その後は落ち着きを取り戻しているが、津波被害が大きかった地域では復旧の見通しがたっていないのが現状である。

(2) 訪問介護事業所へのアンケート調査概要

① 回収率: 20.1%

② 結果の概要: 津波被害が大きかった地域にもかかわらず、訪問介護サービスの再開は、「震災直後」60%、「一定の期間の後」36.7%と再稼働率は極めて高い。ただし、調査票配布数に対し回収率20%であり、いまだ再開できていない事業所が多数あるものと推察される。サービス提供にあたり最も困難であり、また支援が欲しかった項目はガソリンの確保であった。過疎化が進む沿岸部地方においては移動の手段は車が中心であり、燃料が手当てできないため訪問ができなかった事例も見受けられた。

事業実施機関

特定非営利活動法人日本介護経営学会
〒104-0061 東京都中央区銀座1-5-15
TEL 03-3564-3235